

様式第 16 号 (第 12 条関係)

令和 6年 4月 26日

三豊市長様

申請者

団体の所在地	三豊市財田町財田上 2171 番地 1
団体の名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
代表者氏名	理事長 菅原順三
電話番号	0875-67-3790 (責任者:大西義見/担当:大石黍子)

地域内分権推進交付金実績報告書

令和5年4月3日付け三政地第14-2号により、交付金の交付決定額を受けた地域内分権推進事業について、下記の通り実施したので、三豊市地域内分権推進交付金規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実績報告額 9,338,118円

2. 添付書類

(1)	事業報告書	1 部
(2)	決算監査報告書	1 部
(3)	貸借対照表	1 部
(4)	財産目録	1 部
(5)	収支決算書	1 部
(6)	全役員名簿	1 部
(7)	事業年度末の定款又は規約	1 部
(8)	その他市長が必要と認める書	書類

以上

事業報告書

(令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊財田

1 事業の成果

【部会】

予算に対する成果

- ・部会の予算総額1,060,000円に対し、実績額が993,194円と93.7%を運用しほぼ予算通りに執行。活動による成果をあげることができた。
- ・にこにこ元気部会「ポン菓子加工販売」では、売上目標額60,000円に対し実績額が160,450円、267%と予算を超える成果があった。差額は事業費に充てることで、当事業に関しては交付金を使わずに、活動を行った。

活動に関する成果

・あんしん安全部会「カーブミラー清掃活動」では、清掃時にカーブミラーの点検を行い、三 豊市の建設港湾課へ報告、点検箇所の改善が行われた。

受益者に関する成果

・ふれあい交流部会「芸術士派遣事業」「文化芸術による子どもたちの育成事業」では、平成25年から令和4年まで本事業の受益者である和光中学校3年生36名へアンケートを行った。アンケート結果は概ね好評。継続的に行ってきた当活動の成果を知ることができた。

【地域団体との連携事業】

予算に対する成果

- ・事業の予算総額763,000円に対し、実績額が889,274円と116.5%を運用。予備費を活用し予定以上の成果をあげることができた。
- ・「医師住宅管理事業」では、受取負担金目標額315,000円に対し、実績額が447,000円、142%と予算を超える成果があった。差額は事業費に充てることで、当事業に関しては交付金を使わずに、活動を行うことができた。

受益者に関する成果

「財田の里で化石を探そう」では、三豊市内の小学校へチラシを配布し50人の参加枠に対し、 162名の希望者が集まり抽選を行った。当事業に対する興味関心度は高く、潜在的な受益者が いることが分かった。

2 個別事業報告書

1【部会】

事	業	É	名	くまもれ	ろう環境部会に	> 財田「さくらの	り郷」計画	町		
事	業	目	的	をはじ	め、財田町内を 憩える環境づく	場所としても知られ と「さくらの郷」と くりと、町内外にタ	銘打って	桜の育成と樹	木の管理を行い、	
事	業	内	容		三川ダム公園及び塔重山公園に植樹した桜の木が順調に生育するように、病害 は駆除、蔦、蔓の除去等を行うとともに、周辺の草刈りとゴミ拾い等の作業を 行った。					
実	施	目	時	令和 5	年7月2日	(日) AM7:00 ~	AM8:30			
実	施	場	所	戸川ダ	ム公園、塔重し	山公園周辺				
受	益	Ė	者	財田町即	民ほか公園来園	園者		従事人数	延べ53人	
本『	事 業	の評	価	行ってい ・ は な な は 年 以 降、 合	ハるため、諶z ハる。 古木管理を関 お古木の管理、 三豊市に話る 古木の倒木や村 古木がなくが	桜の育成及び維持	音が多数 公要があ 平成30 である。 等が懸念	次年度以降 の実施予定	継続・廃止	
					収入額 受取交付金	105, 360円 105, 360円	内訳	文出額 業務委託費	105, 360円 91, 986円	
決	掌	ì	額	11 <u>11</u> /	X4X门业	100, 000[]	<u>1 1 11/7</u>	会議費	4,860円	
	7	•	PZ\					通信運搬費	4, 704円	
								燃料費	3,810円	

2【部会】

				1						
事	美	É	名	<あんしん安全部会	> 財田町内のカー	ーブミラー	一清掃活動			
				町内の道路に設置し	てあるカーブミラ	ーを清掃~	することで、そ	そこを通るドライ		
事	業	目	的	バーや歩行者が対向	車などを認識しや	すくなり、	出合頭での事	事故防止や美観の		
				維持につながる。						
				町内の道路に設置し	てあるカーブミラー	ーの清掃及	及び点検を一組	且2~3 名で 12 地		
事	業	内	容	区に分かれ行った。	清掃後、ミラー等を	不具合箇層	所について三豊	豊市へ対応依頼を		
				行った。						
実	施	日	時	令和 5 年 11 月 11	日 (土) AM8:30 ~	~ AM10:0	0			
実	施	場	所	財田町内道路(カー	財田町内道路(カーブミラー設置約220ヵ所)					
受	立	左	者	財田町民、通行車両	ほか		従事人数	延べ28人		
				・町内のカーブミラ	ーを予定通りきれい	ハに清掃				
				することができた。			水左车017 8			
本	事 業	の評	価	・不具合箇所(32件)は、三豊市へ報告を行い、次年度以降 継続・廃止						
		不具合箇所の改善が行われた。その結果、町民の実施予定								
		が安全運転できるようになった。								
				収入額	6,206円	J	と出額	6,206円		
決	算	氧	額	内訳 受取交付金	6,206円	内訳	通信運搬費	4,536円		
							燃料費	1,670円		

3【部会】

事	귘	É	名	< にったっ 元気部会	シーポン苗子加工目	反声重業				
7		K	111		<にこにこ元気部会> ポン菓子加工販売事業 昔懐かしいポン菓子を子どもたちや大人に知ってもらうため、地域で行れ					
	عللد	н	<i>_L</i>							
事	業	目	的	イベントなど催し物に出向き、ポン菓子加工販売を行い地域活性化に寄与する						
					で、コメ消費拡大の					
				ポン菓子加工販売を	た定期的に行い予約の	申込者にポ	ン菓子商品を	を渡せた。また町		
事	業	内	容	内の主な催しもの	(諶之丞まつり、た7	からだ文化	祭)に出店し	、来場者にポン菓		
				子の実演販売を行っ	った。					
				5/20, 9/16, 12/16	AM8:30~PM12:30 (加工販売)	• 2/17AM8:30)~AM11:00 (試作		
	1.64		مادو	品)						
実	施	日	時	4/2 AM8:30~PM7:0	0 (諶之丞まつり出)	吉)				
					10/28 AM9:00~PM6:00、10/29 AM9:00~PM4:00(たからだ文化祭出店)					
実	施	場	所		選之丞まつり会場、財田庁舎前駐車場					
受		<u> </u>	者	財田町民			従事人数	延べ63人		
					店と年3回の定期販売	を行い		, -		
				売上高増とコメ消費			次年度以			
本	事 業	の評	価	・リピーターの定着		C 7C ₀	降の実施	継続・廃止		
				・お米以外の商品へ	•		予定			
					T	+	111 安吾	01 700 H		
				収入額	160, 450円		出額	91, 720円		
				内訳 受取交付金	0円	<u>内訳</u>	会議費	8, 130円		
		_		売上高	160, 450円		消耗品費	19, 319円		
決	算	草	額	収入 160,450 円			食糧費	5, 126円		
				支出 91,720円			水道光熱費	16,000円		
				差引き 68,730円			材料費	24,845円		
							賃借料	18,300円		

4【部会】

事	業	É	名	<ふれあい交流部会	会> 芸術士派遣事業	É					
事	業	目	的	豊かな感性と想像; どもたちやその保; や用具に対する知	次代を担う財田町の子どもたちに、幼い頃から本物の芸術に触れさせることで 豊かな感性と想像力を育んでいく。また、サポートとして地域の方を招き、子どもたちやその保護者との交流の場としていく。さらに、芸術士の豊かな素を や用具に対する知識や斬新な発想が保育のヒントになるなど保育士のスキルアップにもつながる。						
事	業	内	容		NPO 法人アーキペラゴに所属する芸術士をこども園に派遣した。芸術士独特の視点で、3 歳児から 5 歳児までの子どもたちに創作活動を指導してもらうことができた。						
実	施	日	時	5/24 (打合せ) 6/1 回 各AM9:00~PM1	2、13、15、8/7、9/ 2:00	7、8、2	2, 1/29, 30,	2/6、8、14 計12			
実	施	場	所	財田こども園							
受	益	Ī.	者	園児及び保護者、見	 甘田町民		従事人数	延べ27人			
本:	事 業	の評	価	ちなので、共同での たが、目を輝かせり どもたちを見て、こ	上活しか経験のない子の活動ができるか未知 身体全体で感情を表明 アートで子どもたちの むという初期の目標	P数だっ 見する子)豊かな	次年度以降 の実施予定	継続・廃止			
∵ т.	算	ŕ	額	収入額	239, 580 円	5	支出額	239, 580円			
決	与	1	領	内訳 受取交付金	239, 580円	<u>内訳</u>	業務委託費	239, 580円			

5【部会】

	, A									
事	ž	邕	名		会> 文化芸術による 子及び子どもたちの紹			業		
事	業	目	的		子ども達の豊かな想像力や創造力、思考力、コミュニケーション 養う。地域住民に質の高い芸術鑑賞の機会を提供する。					
事	業	内	容	ム」公演を実施し	†田小学校に一流の芸術家を派遣し、地域住民を招いて「世界の音楽とリス♪」公演を実施し子どもたちと交流を行った。また子どもたちが大きい絵画 ≧鑑賞し、一つのお話を作りそれを絵にした。完成した話と絵を子どもたち ゞ体験発表した。					
実	施	日	時	令和 5 年 8 月 21 令和 5 年12 月 11 令和 6 年 1 月15、		~3:00	財田小学校			
実	施	場	所	財田小学校、財田町	丁公民館、財田こど	も園				
受	孟	É	者	小学校児童、保護者 こども園児	省、財田町民		従事人数	延べ10人		
本	本事業の評価 子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞させる とともにワークショップを行い新しいことを 体験させ、併せて地域住民に芸術鑑賞の機会 を提供することができた。						継続・廃止			
				収入額	384,008 円	=	支出額	384,008円		
				内訳 受取交付金	384,008円	内訳	消耗品費	34, 468円		
決	: 算		額				印刷製本費	17,540円		
							業務委託費	330,000円		
							保険料	2,000円		

6【部会】

事	業	業 名 <広報部会> 広報誌発行及び広報活動									
事	業	目	的		まちづくり推進隊財田の活動内容や、町内外の行事・イベント等について、様々な方法で発信することで、情報を共有したり、理解・協力を得たりする。						
事	業	内	容	行した。毎月「さい 各種団体、事業の活	年2回7月と1月にまちづくり推進隊財田の広報誌「まちづくり財田」を発行した。毎月「さいた活動カレンダー・財田写真新聞」を作成し発行した。各種団体、事業の活動状況や町内外の行事、イベント等やFACEBOOK等を活用してインターネットにて情報発信を行った。						
実	施	日	時	通年							
実	施	場	所	財田町内、まちづく	り推進隊事務所						
受	益		者	財田町民他			従事人数	延べ18人			
本:	事 業(の評	価	・広報誌を年2回、 写真新聞を毎月発行 外に向け情報発信を ・広報誌など発行す づくり推進隊財田の えられたことや参加 できた。またSNS発 外の人たちに推進隊 興味や関心を与える	できた。・SNS等で町行った。 行った。 ることで、町民にもの活動を知る機会を 印意欲を高めること 信することにより町	丁 まきが内	次年度以降の 実施予定	継続・廃止			
決	決 算 額			収入額 内訳 受取交付金	166, 320 円 166, 320円	内部	支出額 別制製本費	166, 320円 166, 320円			

<u> </u>	7 ~ 1										
事	業	É	名	さいた	この里で化石を	と探そう					
士	業	ы	44						の指導を受けながら		
事	耒	目	的		数々の自然の発見をこの教室を通じて感じてもらい、将来の学者への夢を持て 三豊市の子供たちに育てていけるよう実施する。						
事	業	内	容			ったちに対し、財田 <i>の</i> 月家の指導のもと化る			石の面白さに触れる		
実	施	日	時	令和	令和 5 年 10 月 14 日(土)午前の部 AM9:00 ~ AM11:30 午後の部 PM1:00 ~ PM3:30						
実	施	場	所	財田町	財田町灰倉地区						
受	孟	左	者	三豊市	三豊市内の親子他 従事人数 延べ15						
本:	事 業	の評	価	観察会 ・子供 様々な	会を行い目標達 はたちが化石技	0人が集まり、化石の を成することができた 采取に興味を持ち、 おり文化財への探究 った。	え。 講師に	次年度以降 の実施予定	継続・廃止		
					収入額	64,411円		支出額	64,411円		
				内訳	受取交付金	34, 411円	内訳	諸謝金	44,084円		
泱.	決 算		額		受取負担金	30,000円		会議費	1,790円		
			TIK					印刷製本費	16,090円		
								通信運搬費	514円		
								保険料	1,933円		

8【事業】

事	<u> </u>	É	名	財田少年少女もの	づくり教室						
事	業	目	的	ものづくりは一朝容を理解したうえ時に培った柔軟な各自の興味関心に	のづくりは一朝一夕にできるものでなく基礎からの積み上げが必要である。内容を理解したうえでないと高度な製品は作れない。この発想の基となるのが幼い時に培った柔軟な考え方である。学校教育では時間数の制限もあり時間をかけて各自の興味関心に応えることは難しい。そこで身の回りにあるものを使い、子どもたちの興味関心を喚起し、将来のものづくりへの道しるべとする。						
事	業	内	容	生きる力を培うと	子どもに基礎的な作品の製作を通して、ものづくりに興味関心をもってもらい、 Eきる力を培うとともに将来の進路選択にも役立ててほしいと考え、夏休みの期 引を利用して学べる教室を開催した。今年は、水で光るマグネシウムLEDランタ ンを制作した。						
実	施	日	時	令和 5 年 7 月 25	令和 5 年 7 月 25 日(火)PM1:00 ~PM4:00						
実	施	場	所	財田町公民館							
受	立	É	者	財田町民、市内小学	学生		従事人数	3人			
本	事 業	の評	価	解を深めた。またL 加者15名全員がラ	気、電池について学 EDランタンに興味を ンタンを製作してお 心を喚起できる事業	次年度以降 の実施予定	継続・廃止				
決	算		額	収入額 内訳 受取交付金	41, 999円 34, 999円	内訳	支出額 消耗品費	41, 999円 30, 070円			
	· 异 · ((受取負担金	7,000円		印刷製本費 保険料	8,580円 3,349円			

	/IN A									
事	業	4.50	名	<財田のむかしばな 財田のむかしばなし し」冊子の増刷		跡を訪え	aて及び「新貝	才田のむかしばな		
事	業	目	的	とに伴い、話の内容 の地を巡る。また昨	令和2年2月、財田のむかしばなし4話の由来となる場所に看板が設置されたことに伴い、話の内容や場所を地域の多くの人たちに知ってもらうためゆかり の地を巡る。また昨年度製作した「新・財田のむかしばなし」は完売したが め新たに増刷し、財田の昔話を多くの方に知ってもらう。					
事	業	内	容	説明等を受け、将来 で30名の参加者を募	地域の方に由来の地を広く知ってもらうため、その場所に訪れ地元の方から 説明等を受け、将来の世代に語り告げるよう活動を 2 回行った。一回の開催 で 30 名の参加者を募集した。徒歩で財田のむかしばなしに関する寺院・史跡 を訪れ、それに関する紙芝居や昔話を披露した。冊子は 300 冊増刷し購入希望者に販売を行う					
実	施	日	時	1回目令和 5 年 11 2回目令和 6 年 3 令和6年2月以降販売	月 10 日 (日) AM9					
実	施	場	所	財田のむかしばなし ・1回目財田上黒川 ・まちづくり推進隊	なまず塚他・2回		上戸川 渓道	神社他		
受	益	Ĺ	者	財田町民及び購入希	望者ほか		従事人数	延べ18人		
本:	事 業	の評	価	・地域住民の方の協力により、ゆかりの地の 由来について詳しく話を聞くことができた。 次回も参加したいという希望者が大勢おり、 むかしばなしに興味関心を持ってもらえる事 業である。						
決	第	<u> </u>	額	収入額 内訳 受取交付金	167, 534円 167, 534円	内訳	支出額 印刷製本費 消耗品費	167, 534円 154, 020円 13, 514円		

10【事業】

10	Ŧ /										
事	業	美	名	「財日	日の名所史跡と	:財田のむかしばな	し」の看	手板清掃			
+	41.		44		財田町内に「財田のむかしばなし」看板及び「史跡名所案内」看板を設置しているが、早は記聞のなりになり、						
事	業	目	的		ているが、屋外設置のため汚れやすく腐食等も発生することがある。そのため看板を清掃点検する。						
事	業	内	容		「財田のむかしばなし4話由来の地の看板」(平成元年製作)と「財田の名所と跡案内看板」(平成25,26年製作)の清掃及び点検活動を行った。						
実	施	日	時			9 日 (日) AM8:00-			<u> </u>		
実	施	場	所	町内の	町内の看板設置13ヵ所						
受	益	Ė	者	財田町	丁民			従事人数	6人		
本	事 業	の評	価	・看机 ・大勢 「財日	反を点検したが 学の人に興味関 日のむかしばな	(清掃ができた。(大異常はなかったり心を持ってもらってもらった)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)○(大力)<	っている	次年度以降 の実施予定	継続・廃止		
					収入額	1,914円		支出額	1,914円		
決	字 算 額		額	内訳	受取交付金	1,914円	内訳	会議費	966円		
								消耗品費	948円		

事	業	É	名	財田診療所 医師住	宅管理事業(第1	・第2)		
+	光		44					こ移住を実現できるよ
事	業	目	的	•			る间などの滞在	生拠点として利用でき
				るよう医師住宅の維				
						進隊財	田理事長とが	契約を行い、医師住宅
事	業	内	容	を利用してもらった	•			
7	*	r ı	4	2 棟の住宅維持管理	、利用促進を財 TI	JRN が行	った。	
				第2医師住宅は10/	月5日で三豊市との	の協定が	5解除となった	- -0
実	施	日	時	令和 5 年 4 月~令	和 6 年 3 月			
実	施	場	所	財田診療所第1、第2	2医師住宅			
受	益	É	者	移住希望者、利用者	-		従事人数	8人
				・医師住宅2棟の利月	用者が4組契約あり	、年間		
				目標は達成した。			V. F. F. D. 198	
本	事 業	の評	価	・第2医師住宅は、台	3和5年10月で三豊	市との	次年度以降	継続・廃止
				協定が解除となった	が、今年度も4組	の契約	の実施予定	
				があり、移住促進の				
				収入額	447,000 円		支出額	359, 673円
				内訳 受取交付金	0円	内訳	水道光熱費	305,999円
				受取負担金	447,000円		修繕費	26, 400円
決	算	1	額				業務委託費	26,474円
人	乒	P-	积				租税公課	800円
				収入447,000円				
				支出359,673円				
				差引き87,327円				

12【事業】

10 1	尹禾』								
事	業	É	名	<財1	TURN*>	移住定住促進事業	į		
				近年均	曽えつつある。	財田町への移住者	やこれが	いら移住をしる	こうと考えている層へ
事	業	目	的	向け、	財田町の生活	5環境、魅力などの	情報を	提供し、安心	して移住定住できるよ
				う包括	舌的にサポー]	トすることを目的と	する。		
事	業	内	容	移住に	こ特化したHP、	SNSの運営とSNSで	の知名	度UPを目的。	とした広告宣伝を行っ
7	术	r j	廿	た。ス	トンラインに。	よる移住相談と移住	希望者	の包括的なサ	ポート活動を行った。
実	施	日	時	令和5	年4月~令和6	年3月(HPやSNSで	の発信)	•3回(移	住相談)
実	施	場	所	財田町	丁内他				
受	孟	Ė	者	財田町	丁への移住希望	望者		従事人数	8人
						は、活動の紹介を行		次年度以降	
本	事 業	の評	価			、移住定住に繋が	ってい	の実施予定	継続・廃止
				る事業	美である。			· >>>,	
					収入額	76, 354円		支出額	76, 354円
決	엩	\$	額	内訳	受取交付金	76, 354円	内訳	旅費交通費	11,760円
沃	算		似					研修費	3,000円
					_		_	通信運搬費	61,594円

事	불	Ě	名	<宝山	」湖の彼岸花を	まもる会> 宝山	脚の彼	岸花保全事業	
事	業	目	的	秋の宝 ボラン 地域の協力	秋の宝山湖の景観に花をそえている、彼岸花エリアの保全を継続する。 ボランティアを募り、保全活動を継続した結果、多くの人の目を楽しませ、 地域の方が親しみを感じる場所となっている。今後も地元の方々や地元企業 の協力を得ながら、香川の緊急時の飲料水となる宝山湖の水を守る、小さな 力になるよう、次世代へ引き継いでいく。				を継続する。 の目を楽しませ、 の方々や地元企業
事	業	内	容	彼岸が施した		対策のため、初夏	[と開花	1ヶ月前の9月] に草刈り作業を実
実	施	日	時	14 111	5 年 5 月 13 5 年 9 月 2	, ,,			
実	施	場	所	宝山湖	明の彼岸花植栽培	也			
受	立	益	者	財田町	丁民ほか植栽地芸	来訪者		従事人数	延べ77人
本	事 業	の評	価	が咲く		こより彼岸花植栽 、に来てもらうた 事業である。		次年度以降 の実施予定	継続・廃止
					収入額	81,649 円		支出額	81,649円
				内訳	受取交付金	81,649円	内訳	会議費	11,328円
決	筝		額					燃料費	6,585円
								通信運搬費	8,736円
								業務委託費	55,000円

【寄付金による事業】

F H1	1.1 亚 ()	- 6- 6	# /					
事	業	É	名	彼岸花植栽地の景観	見対策寄付金事業			
事	業	目	的	本年、宝山湖の彼鳥	岸花植栽地一帯を彼ん	岸花の景	観を良くする	ため重機による
尹	未	Ħ	ロカ	草刈り作業を行った	Co			
事	業	内	容	重機による草刈り作	作業を実施した。			
実	施	日	時	令和5年8月31日(フ	大)			
実	施	場	所	宝山湖 彼岸花植栽				
受	益	É	者	財田町民 他			従事人数	2人
本	事 業	の評	価		を使い草刈り作の の労力軽減や作業時間		次年度以降 の実施予定	継続・廃止
				収入額	55,000円	J		55,000円
決	算	草	額	内訳 受取交付金	0円	<u>内訳</u>	業務委託費	55,000円
				受取寄付金	55,000円			

14【新規事業】

事	業	É	名	財田中「入樋高津神	財田中「入樋高津神社へ説明板を設置」				
事	業		的	新財田のむかしばれ	なし「石屋の善さん」	に掲	載されている財	田中入樋地区高津神	
争	来	目	山入	社本宮の石積を善る	さんが行ったことから	کر ک	の功績を後の世	に伝えるため。	
#	ૠ	н	容	石屋の善さんの功績	責とそこに伝わる話を	と説明	板として作成し	、高津神社近くに設	
事	業	内	谷	置した。					
実	施	日	時	令和 5 年 8 月 10	和 5 年 8 月 10 日 (木)				
実	施	場	所	財田中入樋自治会会	公民館、高津神社				
受	立	Ė	者	財田町民、神社関係	財田町民、神社関係者			延べ14人	
+	串 茶	の郵	Įп:	・善さんの功績を後	・善さんの功績を後世に伝えるため説明板を				
4	事 業	の辞	1Щ	設置することができ	きた。		の実施予定	継続・廃止	
決		<u> </u>	額	収入額	51,700円		支出額	51,700円	
伏	算		領	内訳 受取交付金	51,700円	内訳	業務委託費	51,700円	

15【新規事業】

事	当	ž	名	<財TURN*>	空き家再生促進事業	 		
事	業	目	的	財田町へ移住を希望 ており、町外市外へ 財田町内の空き家を 察を行い、そのノウ	、移住するケースが出 :再生し、移住希望者	曽えてきっ	ている。	
事	業	内	容	空き家再生対策の実 年度は、高知県梼原	₹施に向かう準備の-			E施できるように今
実	施	日	時	令和5年6月23日(金 9月5日(火)PM7:30				∼PM9:30
実	施	場	所	財田町内、公民館会	議室、高知県梼原町	丁、高知归	県四万十町	
受	立	益	者	移住希望者、財田町	「民他		従事人数	8人
本『	本事業の評価		価	知県四万十町へ視察 た国の補助金制度 ³	や空き家再生事業の 度は補助金資料を基 でよる前提で活動を行	策活用し 取組に 基に町内 テう。今	次年度以降 の実施予定	継続・廃止
決	_ 	草	額	収入額 内訳 受取交付金	44, 040円 44, 040円		文出額 作費交通費 研修費	44, 040円 23, 800円 9, 800円
							燃料費 租税公課	9,840円

16【移譲業務】

事	美	É	名	三豊市	可自治会連合会	財田支部			
				財田町	丁の各自治会か	いら選出された自治	会長を	もって構成し、	自治会間の連絡
事	業	目	的	を密に	こし、相互に協	協調し、地域社会の	発展と複	福祉の向上に智	寄与することを目
				的とす	たる。				
事	業	内	容	自治会	会連合会財田支	で部に関する一切の P	事務を行	すった。	
尹	未	Ρij	谷	総会、	役員会、研修	会、街頭交通監視等	等		
実	施	日	時	令和5	年4月~令和6年	年3月			
実	施	場	所	財田町	丁内 財田町公	:民館			
受	立	左	者	自治会	会長ほか			従事人数	36人
	事 米	の部	· /=:	• 地垣	成社会の発展と	福祉の向上に寄与	するこ	次年度以降	w 全 .
4	事 業	ひノ 評	· 1Ш	とがて	できる事業であ	る。		の実施予定	継続・廃止
νΉ	<u></u>	<u></u>	安石		収入額	170,000円		支出額	170,000円
決	算	早	額	内訳	受取交付金	170,000円	内訳	支払助成金	170,000円

[※] 三豊市自治会連合会財田支部(別会計)で実施

17【移譲業務】

事	美	É	名	三豊市地区衛生組織	战連合会財田支	之部		
事	業	目	的	支部内の衛生組織村	三豊市地区衛生組織連合会(以下「連合会」という。)と密接な連携を係支部内の衛生組織相互の緊密な連帯のもとに、市民の保健増進と環境衛生向上を図り、健康で住みよい社会の建設に資することを目的とする。			健増進と環境衛生の
事	業	内	容	地区衛生組織連合会総会、役員会、研修				
実	施	日	時	令和5年4月~令和6年	年3月			
実	施	場	所	財田町内 財田町公	、民館 研修地	也		
受	立	É	者	財田町民、地区衛生	委員		従事人数	36人
本	事 業	の評	価	健康で住みよい社会である。	会の建設に資	する事業	次年度以降 の実施予定	継続・廃止
決	算	草	額	収入額		1-7	支出額	

[※] 三豊市地区衛生組織連合会財田支部(別会計)で実施

18【移譲業務】

事	当	É	名	交通安全				
事	業	目	的	財田町民及び通勤	、通学者に対する交	通安全	意識向上のため	め、交通安全活動
7	未		μу	を行う。				
事	業	内	容	交通指導員、交通	安全協会役員ほか関	係者が	参加し交通安全	全期間に交通安全
7	未	r i	台	啓発街頭キャンペ	ーンを行った。			
実	施	目	時	令和5年5月19日(金)(中止)、7月5日	(水) A	AM7:30~,9月2	29日(金)PM5:00
	ル	Н	нД.	~				
実	施	場	所	財田支所前				
受	孟	É	者	財田町民ほか			従事人数	延べ28人
*	事業	の歌	価	通勤、通学者に対す	よる交通安全意識向上 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	:に資	次年度以降	継続・廃止
4	尹 未	ひノ 計	` 1Щ	する事業である。			の実施予定	継続・廃止
決	算	<u> </u>	額	収入額	2,430円		支出額	2,430円
伏	乒	<u></u>	領	内訳 受取交付金	2,430円	内訳	会議費	2,430円

その他

事	業	É	名	取次業務				
事	र्यार		44	グリーンパトロール	レ隊とは、子ど	もの	下校時の安全を地域の	の目で見守るボラン
尹	業	目	的	ティア隊で、安全な	は町づくりを目指	言して	ている。	
事	業	н	容	パトロール時の窓口	コ対応(青パトに	こ必ら	要な用具、車のカギの)受渡)、備品等の管
尹	耒	内	谷	理(携帯電話、ベス	スト、回転灯)な	さど打	性進隊への委託業務の	み行う。
実	施	月	時	令和5年4月~令和6	年3月			
実	施	場	所	まちづくり推進隊則	才田 事務局			
受	盆	i.	者	財田町民ほか			従事人数	2人
				グリーンパトロー	ル隊及び少年			
本	事 業	の評	価	育成センターとの	取次を行うこ	次年	F度以降の実施予定	継続・廃止
				とができた。				<u></u>
決	第	Ĺ	額	収入額	_		支出額	_

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

(1) 総会の開催状況

会議名	開催日時	出席状況	審 議 及 び 議 決 内 容
令和 5 年度 通常総会	R5 年 4月21日(金) PM7:00~ PM8:20	会員総数 75 名 うち出席者 50 名 (うち本人出席 24 名、委任状出 席 26 名)	・令和4年度事業報告及び収支決算報告について(可決) ・令和4年度会計監査報告について(可決) ・役員の選任について(可決) ・令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)について (可決)

(2) 理事会等の開催状況

会議名	開催日時	出席状況	審 議 及 び 議 決 内 容
第1回 理事会	R5年4月14日(金) PM7:00~PM9:00	理事 11 名 監事 2名	・令和5年度通常総会提出議案について (可決) ・役員の選任に伴う候補者について (可決) ・基金の設置、申請関係について (可決) ・職員の給与改定について (可決)
第2回 理事会	R5年5月16日(火) PM7:00~PM8:15	理事 11 名 監事 0 名	・提出議案なし
第3回 理事会	R5年6月20日(火) PM7:30~PM8:05	理事 9名 監事 2名	・提出議案なし
第4回 理事会	R5年7月11日(火) PM7:30~PM8:30	理事 9名 監事 2名	・第1四半期決算について(可決) ・新規活動提案について(可決)
第 5 回 理事会	R5年8月23日(水) PM7:30~PM7:55	理事 12名 監事 2名	・提出議案なし

第6回 理事会	R5年9月21日(木)	理事 10 名	・令和6年度事業計画(案)の策定及び提出について (可決)	
	PM7:30~PM8:10	<u>監</u> 事 0 名		
第7回	R5年10月17日(火)	理事 10 名	・第2四半期決算について(可決) ・新規活動提案について(可決)	
理事会	PM7:00~PM8:00	監事 2名	・空き家再生事業補助金申請について(可決)	
第8回 理事会	R5年11月14日(火)	理事 10 名	・活動提案の追加(予算)について(可決)	
	PM7:00~PM7:50	監事 2名	・新規活動提案の修正について(可決)	
第9回 理事会	R5年12月12日(火)	理事 10 名	・第39回諶之丞まつりへの出店申込みについて(可決)	
	PM7:00~PM7:30	監事 1名		
第 10 回	R6年1月23日(火)	理事 10 名	・令和5年度事業別決算について(第1~第3四半期まで) (可決)	
理事会	PM7:00~PM8:08	監事 2名	・令和6年度の自主事業活動提案について(可決) ・使用貸借契約(物品)の更新について (可決)	
第 11 回 理事会	R6年2月16日(金)	理事 11 名 監事 2 名	・令和6年度自主事業活動提案について(可決) ・令和5年度自主事業追加提案について(可決) ・香川県NP0基金への登録更新について(可決)	
	PM7:00~PM8:25		・車両の再リース契約(案)について (可決)	
第 12 回 理事会	R6年3月12日(火)	理事 11 名	・令和 6 年度事業計画書及び収支予算書 (案) について (可決)	
	PM7:00~PM8:45	監事 2名	・まちづくり推進隊財田の定款変更について(可決)	
三役会	R6年3月1日(金)	理事3名	・令和6年度地域内分権推進交付金要求額について ・令和6年度「事業計画及び収支予算書(案)」の見直	
	PM6:00~PM7:30	-7.7.0.1	しについて	

決算監查報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 理事長 菅 原 順 三 様

令和5年度(令和5年4月1日~令和6年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

令和 6年4月18日

事一种概整

令和6年4月18日

監事权山嵩文

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。 令和6年4月25日 香川県三豊市財田町財田上2171-1 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 理事長 菅原 順三

決 算 報 告 書

第 12期

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

香川県三豊市財田町財田上2171番地1

活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田		自 令和5年 4月 1日	至 令和6年 3月31日
【経常収益】		100 150	
売上高		160, 450	
【受取助成金等】	405 000		
受取負担金	485, 200	0.000.010	
受取交付金	9, 338, 118	9, 823, 318	
【その他収益】	0.0		
受取 利息 雑 収 益	28 41, 676	41 704	
雑収入	41,070	41, 704 18, 132	
経常収益 計	-	10, 132	10, 043, 604
【経常費用】			10, 043, 004
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
研修費 (事業)	12,800		
材料費(事業)	24, 845		
業務委託費(事業)	849, 740		
諸 謝 金(事業)	44, 084		
印刷製本費(事業)	362, 550		
会議費(事業)	29, 504		
旅費交通費(事業)	35, 560		
通信運搬費(事業)	80, 084		
消耗品 費(事業)	98, 319		
食糧費(事業)	5, 126		
修繕費(事業)	26, 400		
水道光熱費(事業)	321, 999		
賃 借 料(事業)	18, 300		
燃料費(事業)	21, 905		
保 険 料(事業)	7, 282		
支払助成金	170, 000		
租税 公課(事業)	1, 400		
その他経費計	2, 109, 898		
事業費 計		2, 109, 898	
【管理費】			
(人件費)			
給料 手当	5, 195, 007		
役員議事報償費	522,000		
法定福利費	858, 265		
人件費計	6, 575, 272		
(その他経費)			
印刷製本費	84, 083		
会議費	2, 430		
旅費交通費	2, 760		
車 両 費	16, 804		
車両燃料費	20, 191		
通信運搬費	176, 185		
消耗品費	217, 437		
修繕費	34, 650		
水道光熱費	73, 400		
減価償却費	191, 794		
保険料	134, 422		
諸 会 費	4, 375		
リース 料	322, 704		
業務委託料	17, 600		

活動計算書

[税込](単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田		自 令和5年 4月 1日	至 令和6年 3月31日
研修費	10,000		
その他経費計	1, 308, 835		
管理費 計		7, 884, 107	
経常費用 計	•		9, 994, 005
当期経常増減額			49, 599
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			49, 599
法人税、住民税及び事業税			80, 500
当期正味財産増減額			△ 30, 901
前期繰越正味財産額			1, 604, 536
次期繰越正味財産額			1, 573, 635

貸 借 対 照 表 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

全事業所

[税込] (単位:円) 令和6年 3月31日 現在

エチ木バ			10十 97191日 96正
資産の音	ß	負 債 の 音	ß
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	169, 780
小口 現金	22, 787	前受交付金	107, 882
普通 預金	1, 581, 606	預り金 (源泉所得税)	9, 477
現金・預金 計	1, 604, 393	預り金(社会保険料)	54, 327
流動資産合計	1, 604, 393	流動負債 計	341, 466
【固定資産】		負債合計	341, 466
(有形固定資産)		正味財産の	部
構築物	5, 491	【正味財産】	
機械及び装置	178, 883	前期繰越正味財産額	1,604,536
什器 備品	53, 367	当期正味財産増減額	△ 30, 901
有形固定資産 計	237, 741	正味財産 計	1, 573, 635
工具器具備品	72, 967	正味財産合計	1, 573, 635
固定資産合計	310, 708		
資産合計	1, 915, 101	負債及び正味財産合計	1, 915, 101

財 産 目 録

[税込] (単位:円)

1, 573, 635

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

正味財産

全事業所 令和6年 3月31日 現在 《資産の部》 【流動資産】 (現金・預金) 小口 現金 22,787普通 預金 1, 581, 606 1,604,393 現金・預金 計 流動資産合計 1,604,393 【固定資産】 (有形固定資産) 構 築 物 5, 491 機械及び装置 178,883 什器 備品 53, 367 有形固定資產 計 237, 741 工具器具備品 72,967 固定資産合計 310, 708 資産の部 合計 1, 915, 101 《負債の部》 【流動負債】 未払金 169, 780 前受交付金 107,882預り金 (源泉所得税) 9,477 預り金(社会保険料) 54, 327 流動負債 計 341, 466 負債の部 合計 341, 466

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 [税込](単位:円)

特定非宮利沽動法人まちつくり推進隊財出	5 AT FT 18 18	[梲込」(単位:円)
全事業所	自 令和5年 4月 1日	至 令和6年 3月31日
【経常収益】	100 150	
売上高 『系形型 - D.A. ##】	160, 450	
【受取助成金等】	405.000	
受取負担金	485, 200	
受取交付金	9, 338, 118	
【その他収益】	20	
受取 利息	28	
雑 収 益	41, 676	
雑収入	18, 132	10 049 604
経常収益 計 【経営専用】		10, 043, 604
【経常費用】		
【事業費】 (人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)	0	
研修費(事業)	12, 800	
材料費(事業)	24, 845	
業務委託費(事業)	849, 740	
諸 謝 金(事業)	44, 084	
印刷製本費(事業)	362, 550	
会 議 費(事業)	29, 504	
旅費交通費(事業)	35, 560	
通信運搬費(事業)	80, 084	
消耗品 費(事業)	98, 319	
食糧費(事業)	5, 126	
修善繕費(事業)	26, 400	
水道光熱費(事業)	321, 999	
賃 借 料(事業)	18, 300	
燃料費(事業)	21, 905	
保 険 料(事業)	7, 282	
支払助成金	170, 000	
租税 公課(事業)	1, 400	
その他経費計	2, 109, 898	
事業費計		2, 109, 898
【管理費】		
(人件費)	F 10F 007	
給料 手当 30.日業東却 <i>傳</i> 典	5, 195, 007	
役員議事報 <u>償費</u> 社会短利惠	522, 000	
法定福利費 人件費計	858, 265 6, 575, 272	
(その他経費)	0, 515, 212	
印刷製本費	84, 083	
会議費	2, 430	
旅費交通費	2, 760	
車両費	16, 804	
車両燃料費	20, 191	
通信運搬費	176, 185	
消耗品費	217, 437	
修繕費	34, 650	
水道光熱費	73, 400	
減価償却費	191, 794	
保険料	134, 422	
諸 会 費	4, 375	
リース 料	322, 704	
業務委託料	17, 600	
研修費	10,000	
その他経費計	1, 308, 835	

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

全事業所

管理費 計

経常費用 計

当期経常増減額

自 令和5年 4月 1日至 令和6年 3月31日7,884,1079,994,00549,599

[税込] (単位:円)

 【経常外収益】
 0

 経常外費用】
 0

 経常外費用 計
 0

税引前当期正味財産増減額 法人税、住民税及び事業税 当期正味財産増減額 前期繰越正味財産額 次期繰越正味財産額 次期繰越正味財産額 (1,573,635)

全役員名簿

(令和5年4月1日~令和5年4月21日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	菅原 順三	三豊市財田町財田上3882	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
副理事長	白川 洋二	三豊市財田町財田上6738-1	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
副理事長	岡崎和朗	三豊市財田町財田上4089	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
理事	秋山 秀和	三豊市財田町財田中3547-5	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
理 事	鈴木朝則	三豊市財田町財田上1943	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
理 事	近 藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
理事	中嶋智子	三豊市財田町財田上1590	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
理 事	込山 賢治	三豊市財田町財田上1785	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
理事	森 啓一	丸亀市垂水町3074-4	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
理事	橋本純子	三豊市財田町財田上905-1	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
理事	信里 佳紀	三豊市財田町財田上315-3	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
理事	石 井 章 弘	三豊市財田町財田上3264-5	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
理事	佐長 光祥	三豊市財田町財田上6986	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
監事	中原優季	三豊市財田町財田上245-2	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無
監 事	伊藤悟	三豊市財田町財田上5626-4	令和5年4月1日~令和5年4月21日	無

全 役 員 名 簿

(令和5年4月21日~令和6年3月31日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	菅 原 順 三	三豊市財田町財田上3882	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
副理事長	白川 洋二	三豊市財田町財田上6738-1	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
副理事長	橋 本 純 子	三豊市財田町財田上905-1	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
理事	鈴木朝則	三豊市財田町財田上1943	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
理事	秋山 秀和	三豊市財田町財田中3547-5	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
理事	近 藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
理事	中嶋智子	三豊市財田町財田上1590	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
理事	森啓一	丸亀市垂水町3074-4	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
理事	石 井 章 弘	三豊市財田町財田上3264-5	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
理事	佐 長 光 祥	三豊市財田町財田上6986	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
理事	川端健司	三豊市財田町財田中4536-1	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
理事	山岡正士	三豊市財田町財田中2592	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
監事	伊藤 悟	三豊市財田町財田上5626-4	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無
監事	秋山 篤史	三豊市財田町財田上361-1	令和5年4月21日~令和6年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上2171番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という。)上の社員とする。
- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

- 第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本 人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

- 第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。
- (1) 理事 3 人以上 13 人以内
- (2) 監事 2 人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

- 第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数 の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。 (職務)
- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事 長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々 任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々 任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前 4 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初 の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ なければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく これを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。 この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数 0.3 分の 1 を超えてはならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。
- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用 契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から 30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招 集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、 少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求 める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることが できる。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。 (定足数)
- 第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することがで きる。
- 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁 的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及 び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印 しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

- 第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招生)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日 以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意 があったときは、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わること ができない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者または電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印 しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 (会計の区分)
- 第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。 (事業計画及び予算)
- 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理 事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講 じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算 の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。
- 2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。 (事業年度)
- 第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (臨機の措置)
- 第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、 又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の4分の3 以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更につい ては所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承 諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属)
- 第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上 の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の 主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 秋山 秀和

副理事長 近藤 美代子

副理事長 鈴木 朝則

理事 秋山 勇

理事 伊藤 小野 韶子 理事 川崎 保彦 理事 理事 久保 義博 理事 白川 洋二 谷 邦男 理事 中原 優季 理事 監事 菅原 順三 監事 前田 昭文

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定に関わらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。



この写しは、原本に相違ないことを証明する。 令和6年4月25日 香川県三豊市財田町財田上2171-1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

理事長 菅原 順三